

食品安全委員会リスクコミュニケーション 専門調査会第5回会合議事録

1. 日時 平成16年2月24日(火) 15:00 ~ 17:21

2. 場所 食品安全委員会 7階大会議室

3. 議事

(1) リスクコミュニケーションについて

- ・リスクコミュニケーションについて
- ・食のリスクコミュニケーション意見交換会の結果について
- ・3府省の取組について
- ・意見交換会の実施について

(2) 我が国における食のリスクコミュニケーションの現状と課題(仮題)案について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員

(専門委員)

関澤座長、石崎専門委員、犬伏専門委員、小川専門委員、金子専門委員

唐木専門委員、神田専門委員、見城専門委員、近藤専門委員

千葉専門委員、西片専門委員、平社専門委員、三牧専門委員

川田専門参考人、中村専門参考人

(事務局)

梅津事務局長、藤本勧告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官

広瀬厚生労働省医薬食品局企画情報課課長補佐、姫田農林水産省消費・安全局消費者情報官

5. 配布資料

資料1 米国でのBSE発生等について

- 資料 2 - 1 食のリスクコミュニケーション意見交換会（高松）（平成 16 年 1 月 3
0 日開催）の概要
- 資料 2 - 2 食のリスクコミュニケーション意見交換会（東京）（平成 16 年 2 月 1
6 日開催）の概要
- 資料 3 - 1 食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションに関する取組につ
いて
- 資料 3 - 2 厚生労働省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について
- 資料 3 - 3 農林水産省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について
- 資料 4 リスクコミュニケーション意見交換会の開催予定について
- 資料 5 食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会平成 15 年度取
りまとめ骨子（第 3 次案）
- 参考資料 これまでの意見交換会の参加者の動向の概要（アンケート調査結果よ
り）

6．議事内容

関澤座長 それでは、定刻になりましたので開会をさせていただきたいと思
います。た
だいまから第 5 回のリスクコミュニケーション専門調査会を開催いたします。

本日は、専門委員の吉川さん、新蔵さん、高橋さんが御欠席で、専門参考人の久保さん
も御欠席ということですが、13 名の専門委員、2 名の専門参考人が御出席です。また食品
安全委員会から委員長の寺田さん、専門調査会御担当の委員として小泉さんが御出席です。

それでは、事務局から資料の御確認をお願いしたいと思います。

西郷リスクコミュニケーション官 かしこまりました。お手元の封筒の中でございま
すが、第 5 回の議事次第、座席表がござい
ます。

その次に資料の 1 が「米国での B S E 発生等について」。

資料 2 - 1、2 - 2、3 - 1、3 - 2、3 - 3、4 は 1 枚紙でござい
ます。それから資料 5、それから参考資料としてとじたものが入っております。もしなければ御連絡く
ださい。以上でござい
ます。

関澤座長 どうもありがとうございました。それでは、資料に欠けているところがな
ければ議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、お手元の資料にまず議事次第というものがあると思いますが、最初に「リスク
コミュニケーションについて」ということで、前回の会合から本日までの間にアメリカで

の B S E の発生に関連してアメリカにおける B S E の検査体制、それから安全性確保に関して注目されているところですが、更に我が国では山口県で鳥インフルエンザ発生地域での移動制限が解除されました。また、新しく大分県において鳥インフルエンザウイルスの発生がございました。これらに関してリスクコミュニケーションの課題もございますが、これらの状況について事務局から御説明をいただき、若干意見交換をしたいと思っております。

続いて、前回会合から本日までの間で各府省での活動の状況、今後の御予定について御報告をいただき、議論をしたいと思っております。

2 番目に、「我が国における食のリスクコミュニケーションの現状と課題」についての取りまとめをしたいわけですが、これについて御議論いただきたいと思っております。それでは、まず第 1 に最近のアメリカにおける B S E 発生問題と鳥インフルエンザウイルスの問題について事務局から御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 それでは、資料 1 に沿って御説明させていただきます。資料の前半が米国での B S E の発生について、それからそれに続いて Q & A で B S E と鳥インフルエンザに関するものですが、最後に高病原性鳥インフルエンザの発生についてという構成になっております。

まず米国での B S E の発生についてでございますけれども、資料の 3、4 ページをごらんいただきたいと思っております。ここに、昨年 12 月 24 日に米国で B S E の感染牛が確認されて以降の出来事が整理してございます。先月の 22 日の第 4 回当専門調査会におきまして、米国における発生状況と、それから米国が発表した追加措置について御説明させていただきましたので、本日はそれ以降の進展、進捗状況について説明させていただきます。

まずこの資料の 4 ページの中ほどでございますけれども、1 月 23 日に米国の B S E に関する第 2 回目の日米会合が開催されまして、農水省、厚労省とともに食品安全委員会からも事務局長が出席いたしました。

この会議におきましては、日本側から 1 月の初めに行いました政府合同の調査結果について説明し、アメリカ側からは追加措置の内容について説明がありまして、今後更に協議を継続するということが確認されました。この協議の内容につきましては、1 月 29 日の第 30 回食品安全委員会においても事務局から説明しております。

それから、2 月 3 日には第 4 回プリオン専門調査会を開催いたしまして、米国での B S E 発生に伴う海外調査及び日米会合の状況について事務局から報告をいたしました。そのときの議論の要点が資料の 2 ページにまとめてあります。主に日本が行った調査団の報告

書、それから米国の追加措置について事務局から説明をいたしまして議論を行ったわけですが、その結果、そこにありますようにBSEのサーベイランスについては米国は対象頭数を2万頭から4万頭に増やすと言っているわけですが、対象牛の種類と割合が不明確である。それから、検査方法についてもスクリーニング検査と確定検査の方法、それから体制が不明確であるということで、こういった情報を更に収集するようにというような指示がありました。

2番目に「レンダリング及び飼料管理について」でございますけれども、農場における死亡牛の処理方法、それから特定危険部位をと畜場で除去した後の処理方法が不明確、それから飼料の製造管理の実態、クロスコンタミを防ぐための管理・監督方法が不明確であるということとで、こういった情報も更に収集すべきというような指摘がありました。それから、個体識別制度につきましては米国が検討をしている制度の内容を更に確認する必要があるということが確認されました。

その他といたしまして、追加的なBSE対策が適正に実施されるよう監督システムを強化する必要があるとか、今後リスク評価を行うに当たっては日本で確認された8頭目、9頭目のBSE感染牛が重要なポイントになることから、国際的な見解も含めて更に情報を収集する必要があるというような見解がまとめられました。

また4ページに戻っていただきたいと思います。その後2月4日、日本時間では2月5日ですが、アメリカで実施された国際調査団による報告書が米国政府に提出されました。その内容が資料の2ページにまとめてございます。実は、先週の金曜日に第5回ブリーオン専門調査会が開催されまして、この国際専門調査団の団長を務めたキム博士からこの内容についても詳細な説明がありましたので、それと合わせて説明させていただきます。

まず1ページ目に米国調査団の報告の概要が取りまとめてございます。調査団のメンバーはスイスから2名、米国、英国、ニュージーランド、計5名の専門家で構成されておりまして、1月22日から24日まで3日間、調査が行われました。調査目的につきましてはそこがございますように、米国政府のBSE対策について勧告することとございますけれども、米国が行った追跡調査ですね、同居牛を中心とする関連牛の追跡調査の是非、それから米国が発生後、実施しております追加措置についての評価と勧告を行うということを目的になされました。

勧告の概要でございますけれども、総論と申しますか、米国が行った関連牛の追跡調査につきましては、北米には個体識別制度がないということで、その調査の時点でアメリカでは関連牛、特に出生同居牛について半分程度しか追跡の特定ができていなかったんです

けれども、それ以上の調査継続は困難であろう。その調査に多大な労力を要するので、その調査については中止して、むしろそういった北米全体に B S E が広がっているという認識の下で、B S E 対策の強化に人的資源を注ぐべきというような勧告を行っております。

それから、特定危険部位、S R M の除去ですけれども、米国は 30 か月齢を超える牛の S R M、すなわち脳、脊髄、頭蓋、脊柱、腸を除去するという措置を発表したわけですけれども、この調査団は 12 か月齢を超える牛について除去すべきだというような勧告を行っております。更に、機械的回収肉及び先進的機械回収という方法による肉の回収も禁止すべきというような勧告を行っております。

それで、先週この報告書の中には更に米国における B S E の状況が明確になるまでの間、S R M については 30 か月齢以上の牛から除去することで妥協するというような表現があるわけですけれども、先週の金曜日にキム博士に対してその点を確認したところ、実施可能性の観点からそのような内容の記載を入れたというような説明がございました。

それから、サーベイランスにつきましては 30 か月齢を超えるすべてのリスク牛の検査をすべき。米国は 2 万頭を 4 万頭に増やすという発表をしていたわけですけれども、そこにありますような B S E 様の症状を表した牛、それから死亡牛、切迫と殺牛、切迫と殺牛にはダウナー牛も含まれるんですけれども、こういった牛について 30 か月齢を超えるものはすべて検査すべき。

それから、と畜場でと殺される健康な牛についての全頭検査の必要はないけれども、30 か月齢を超える牛については抽出検査をすべきというような勧告も行っております。

それから、B S E の診断については現在アメリカではアイオワ州にありますナショナル・ペテナリー・サービス・ラボラトリーというところで材料を集中して検査を行っているわけですけれども、それ以外でも検査できるような検査施設を増やすべき。そのために迅速検査法も採用すべき。更に、現在いろいろな新しい B S E の診断法が世界で開発されているわけですけれども、そういった新たな診断法の評価活動にも米国は参加すべきというような勧告も行っております。

5 番目に飼料の規制ですけれども、現在の部分的なフィード・バン、反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止ですけれども、こういった部分的なフィード・バンでは交差汚染を防止できないので、すべてのほ乳動物、家きんの肉骨粉を反すう動物へ給与することを禁止すべき。更には、交差汚染が防止されているということを確認するため、配合飼料等の製品の検査も実施すべきということを勧告しております。

それから、B S E 対策が適切に行われるように関係者の教育及び中央政府によるこうい

った措置の実施状況の監視を強化すべきというような勧告も行っております。以上が、米国の B S E に関しましてのその後の進展状況でございます。

次に、高病原性鳥インフルエンザの我が国における発生状況を資料の 10 ページ以降に整理してございます。前回の専門調査会以降の新たな部分につきましては、まず 2 月 3 日に農水省で第 3 回家きん病小委員会というものが開催されております。11 ページの真ん中辺りにありますけれども、そこで今後移動制限の解除の日程とか、それからワクチンの備蓄について助言がなされております。12 ページの一番上に(6)としてございますけれども、2 月 18 日に高病原性鳥インフルエンザ対策本部において、移動制限措置は 2 月 19 日午前零時までとするということを確認いたしまして、実際にこの日時をもって山口県における高病原性鳥インフルエンザにかかる移動制限は解除されております。これは 11 ページの一番上にございますけれども、山口県の発生農場の防疫措置については 1 月 21 日に完了しております。発生農場におけるニワトリの殺処分と、それから鶏舎等の消毒ですが、こういった措置が終了した 1 月 21 日を基点として、28 日を経過した 2 月 19 日の午前零時をもって移動制限を解除したということでございます。

12 ページの上から 3 分の 1 以降に大分県における発生について整理してあるんですけども、この山口県における移動制限が解除される直前に、我が国で第 2 例目に相当する発生が大分県の玖珠郡九重町で確認されております。チャボ 13 羽、アヒル 1 羽を使用する農場で、2 月 16 日の夜に家畜保健衛生所から大分県経由で農林水産省に鳥インフルエンザの発生を疑う旨の連絡がありまして、独立行政法人動物衛生研究所でこの農家で死んだチャボの病性鑑定を行ったところ、17 日に H 5 亜型のインフルエンザウイルスの感染が確認されたために、高病原性鳥インフルエンザの患畜と確定されております。その後の検査の結果、原因ウイルスは H 5 N 1 亜型であるということも確認されております。

防疫状況につきましては前回の山口県の発生のとときと同様、初動防疫措置として部外者の立入制限、鶏舎の消毒が行われまして、更に発生農家全体の消毒、半径 30 キロ以内の区域の移動制限、疫学調査等が実施されているという状況でございます。

あとは、この資料の中ほどに添附させていただいております Q & A につきましては、また後でお読みいただければと思います。以上でございます。

関澤座長 どうもありがとうございました。それでは、今の御報告について御質問等がございましたらお願いいたしたいと思います。

神田専門委員 B S E の方で、1 ページのところ「(5) 飼料規制について」という

国際調査団報告がありますが、今は反すう動物由来たん白質は反すう動物には禁止していただきますけれども、 のところですべてのほ乳動物及び家きんの肉骨粉の反すう動物への給与を禁止すべきと言っていますが、反すう動物由来のたん白質を反すう動物以外の動物に禁止すべきということは言っていないということですか。

杉浦情報・緊急時対応課長 今この報告書の原文で確認したんですけれども、このまとめに書いてありますとおり、給与をする対象としては反すう動物への給与を禁止すべきというふうな勧告内容になっております。

関澤座長 ということは、プリオン専門調査会又は国際調査団の報告があって、アメリカの対応待ちという状況ということでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 今後の手続として聞いているのは、この国際調査団というのは米国農務長官のフォーリン・アニマル・アンド・プールトリー・ディジーズ・アドバイザリー・コミッティの下部組織として、小委員会としてこの報告書を農務長官に今回提出したんですけれども、今後はアドバイザリー・コミッティがこの報告書に対するコメントを農務長官に提出して、その両方を基に農務長官が追加措置を検討するというふうに聞いております。

寺田委員長 今日アドバイザリー・コミッティの報告が出ていましたね。ですからアドバイザリー・コミッティから、今は農務長官の手に入ったという段階ですね。

関澤座長 現在進行形のリスクコミュニケーションの課題の一つであると思います。それで、実際の具体的な問題について我々専門調査会で小さなワーキンググループでもつくって更にもう少し検討すべきであるという御意見も委員の中から伺っております。

それで、最後に我々は取りまとめというか、報告書をつくるわけですが、来年度にかけて、あるいは今年からスタートしてもよろしいんですが、例えばこういった問題も具体的に検討していくべきではないかということについて、また後ほど御議論をいただくということでよろしいでしょうか。今の御報告に関してほかに御質問がなければ先へ進ませていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。続きまして、前回の会合から本日まで各府省で組みが行われたリスクコミュニケーションについて御報告をいただきたいと思います。まず、食品安全委員会からお願いしたいと思います。

西郷リスクコミュニケーション官 それでは、資料の2 - 1、2 - 2、3 - 1、それから資料4の今後の予定まで手身近に一気に御説明申し上げたいと思います。

資料 2 - 1 に出てございますが、前回以降、意見交換会ということで高松市で 1 月 30 日に開催してございます。当日は、この調査会の委員でいらっしゃる唐木さんに基調講演をお願いして「安全な食品・危険な食品」というタイトルでやっていただいたわけでございます。

その後、地元の方中心でございますけれども、寺田委員長の進行でパネディスカッションを行い、その後、会場との意見交換を 1 時間ちょっと取ったということでございます。

これはまだ未定稿ということでございますけれども、見ていただくと大体の議論についてはございます。香川県では安全性のことについて、四国新聞の方が見えていたわけでございますけれども、報道の仕方の問題だとか、あるいは専門家がこうやって集まっていたいろいろな意見を言うていただくとわかるような気がするんだけど、それでもやはり何となく怖いことは怖いというふうな意見だとか、そういうことが表明されたところでございます。なお、アンケートの集計の結果につきましては参考資料もあるので後ほど御説明したいと思います。ここでは 151 名の参加をいただいたわけでございます。

次の資料の 2 - 2 でございますが、「食のリスクコミュニケーション意見交換会」、これは東京で先週の月曜日に行いました。ここで、直訳するとオランダ食品消費者製品安全庁となるんですけれども、ヨハン・デ・レーウという長官がわざわざ来日されて意見交換会の基調講演をしていただいたということでございます。

中身は、オランダではこのようなリスクコミュニケーションをやっている。オランダという国はどちらかというと食糧大国というか、小さい国でありながら輸出大国でありまして世界第 3 位の輸出国ということで、食についてはいろいろな経験があって、BSE もそうでございますし、鳥インフルエンザで獣医師さんが 1 人感染性で亡くなったというふうな痛い経験も持っていらっしゃるということで、いろいろなリスクコミュニケーションをされているということでもあります。基本的には後で印象のところに出てまいりますけれども、彼らの言葉をそのまま信用すればなんなんですけれども、要するにリスク分析というか、リスクの考え方がある程度国民に浸透していて、最近は何が出たから危ないとか危なくないということでガタガタということはなくなってきているんだという御説明がございました。ただ、そこに至るまでは相当コミュニケーションも苦勞をされたというふうなことがございます。

当日は小野大臣からご挨拶をいただいた後、パネルディスカッションは寺田委員長にコーディネーターをお願いしまして、そこに書いてある方々に出ていただきました。当調査会からは関澤座長、金子さんに出ていただいたところでございます。

議論の内容については見ていただければと思いますけれども、オランダの話題だけではなく、その他の議題に出ています。基本的にはヨーロッパではどういうふうに行っているのかという質問と回答の会のような感じになったかということでございます。これは大体後で見ていただければと存じます。

引き続きまして、資料3-1をごらんいただきたいと思います。資料3-1はいつもお出ししている資料でございますけれども、「食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションに関する取組について」ということをまとめたものでございますが、今回の評価は2ページ以降、下線部が引いてあるのが前回御報告申し上げたところよりも新しく加わったところでございまして、評価関係の意見情報の募集でございますとか、あるいは先ほど申し上げました意見交換会というものがございます。

次の資料4は1枚紙でございますけれども、本年度も大体押し迫ってまいりましたが、今後の予定ということで、本当に予定は未定みたいな感じなのでございますけれども、リスクコミュニケーションの専門調査会は今後3月8日、24日のここに書いてあります時間でこの部屋で開催させていただく予定になってございます。

それから意見交換会でございますけれども、3月中旬、下旬、東京もしくは横浜となっています。これは本当に予定は未定ということで、今ごろ予定は未定では本当はいけないのでございますけれども、そうになってございます。今のところ内々考えてございますのは、先ほど来BSEだとか鳥インフルエンザのことがございましたので、そういったことにつきましての意見交換というよりは、どちらかというところそういったものの食品に対するリスクとはどのようなものかということを理解するための講演だとか、そういったようなことをやってはどうかということを検討しているところでございます。予定は以上でございます。

関澤座長 それでは今、食品安全委員会として取り組まれたところについて御報告をいただきましたが、まず高松でのリスクコミュニケーション意見交換会に基調報告をされた唐木さんがおられるので、もし何かコメントがございましたらお願いいたします。

唐木専門委員 話をする方は自分の話を気持ちよくしゃべっているだけですのであまり意見はありませんが、聞いておられる方がどういうふうに取り扱ったのかということが一番大事なところで、そのためのディスカッションの時間がもう少しあった方がよかったかなという気がしております。参加者からの感想を見たら、そういう感想があるようです。むしろ話す人をもう少し少なくして、質問の時間をとった方がよかったかなと、そんな感じですよ。

しかし、全体としてはかなりいい話し合いができたし、会場の方もかなり満足をされていたのではないかと考えております。

関澤座長 意見交換会の数を重ねてきているわけですが、少しずつ我々も経験を積み、また会場の方も少しずつ理解が進んできていると受け取ってよろしいのでしょうか。

さて、もう一つの食のリスクコミュニケーション意見交換会でオランダのデ・レーウさんをお呼びしたときのことについてですが、委員長の寺田さん、または委員の小泉さんの方で何か付け加えることはございますでしょうか。

寺田委員長 今、唐木先生が言われたとおりで、時間の配分がなかなか私も下手なところがあって、ここに書いてあるとおり、せっかくオランダから来たからというのでその点に重点をおきオランダの人との話し合いみたいになってしまって、日本の生産者、消費者の方は初めにしゃべってもらっただけでお互いの意見交換がなかったのでもったいなく思っています。

これはいつも思うんですけれども、できるだけコミュニケーションのときにも言われたように、しゃべるのを短くしてフロアからの時間を取る。そうすると、フロア的时间を取って基調演説があってパネリスト間のディスカッションをやるとなると、全体としてやはり3時間から3時間半はかかるんじゃないかと思えます。それを2時間程度でやっていますから、どうしてもどこか犠牲になってくるようなことがある。このオランダの場合も確かにそういうところがあって、申し訳ないと思っております。

関澤座長 小泉さんの方は何かございますか。

小泉委員 特にございません。

関澤座長 会合の持ち方も今、寺田さんの方から御指摘がありましたように、どうしても時間足らずで、せっかく参加していただいた方からも言い足りないというか、もう一つというところがいつも指摘があるようなので、その辺は今後の会合の持ち方についても是非改善を図っていただきたいと思えます。

それでは、食品安全委員会のリスクコミュニケーション活動の御報告について何か御質問等がございましたらお願いいたします。

神田専門委員 質問ではないんですけれども、感想というか、ちょっと目に付いて気になることだけなんですけど、高松のところで消費者のゼロリスク神話という言葉が出てまいりました。私もよく申し上げるんですけど、ゼロリスク症候群とか、ないものねだりの何とかという形で、消費者のことを表現することを耳にすることがありまして、消費者にレッテルを貼るような形でこういったリスクコミュニケーションをしようというときに、やは

りそれは少し邪魔になるのではないか。消費者は絶対的なものというよりも、よりよいもの、より安全なものを求めてきているわけでありまして、ゼロリスク神話というものがいつの間にかできておりまして、そういったところからリスクコミュニケーションを始めるのはよくないのではないかという感想を持ちました。今ちょっと迷ったんですけれども、時々耳にしたり目にしたりするものですから、そういった形でレッテルを貼らない方がいいのではないかと思います。

ここでどういう話になったかはわかりません。ですから、この問題よりもこういった表現の仕方がちょっと私は気になっております。

関澤座長 貴重な御指摘をありがとうございました。どうしてもそういった言葉を使ってしまう面が多々あるかと思います。以後、少しコミュニケーションということ、相手がいるということを考えて用語の使い方も適切に考えていただければと思います。

それから、オランダの方との意見交換会には金子さんも御出席だったと思いますが、何かございますか。

金子専門委員 特にございません。

姫田農林水産省消費・安全局消費者情報官 今の神田さんの意見もごもっともなものだと思っておりますが、どちらかという、この時の高松の話はマスコミの方に対して、特に泉川さんに対しての批判が集中した感じがありまして、マスコミ批判が大分高くて、ここで言うのは消費者についてですけれども、マスコミがゼロリスクに偏った報道をしているんじゃないかという御議論があって、それで泉川さん自身も自己批判的にそういうことをおっしゃって、ここの枕言葉に消費者が付いてしまっているみたいな感じですがけれども、どちらかというマスコミ報道に対してかなりこのときの議論が多かったということを感じております。

神田専門委員 多分そういった流れだろうとここは思います。ただ、そういった言葉が一人歩きしてきて、消費者というのはそういうものだと思ってしまうので、そこは気をつけたいというのが感想です。これはよくわかりました。ありがとうございました。

唐木専門委員 私もゼロリスク神話をよく言うものですから一言だけ言わせていただくと、これは消費者に限らず、私自身も全員がゼロリスク神話を持っているんですね。危ないものは少しでも嫌だ。そんなものを全部禁止してほしいということは誰もが思っている。ですから、私は消費者に限らず我々全員がゼロリスクの神話を持っていると思っております。そういう意味で私は使っております。

ただし、それが現実には不可能だから、嫌々ながらリスク分析をし、費用対効果を考え

ざるを得ないんだらうという脈絡になるわけで、消費者だけがゼロリスク神話を持っているということでは全くない。我々全員が持っているんだという前提に立たないと、リスクの話が始まらないというところは是非御理解いただきたいと思っております。

関澤座長 非常にキーとなる一つの用語ですので、ゼロリスクをどう考えるかということで、日本だけでなくアメリカでもデラニー条項という有名な法律がありまして、それは近年廃止に至ったわけですが、その間には非常に厳しい討論があったと聞いております。私たちもこれからこういったことについてできる限り理解を広めていきたいというときに、それでレッテルを貼るといような形になってしまわないように気をつけていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

ほかに何か御指摘等ございますでしょうか。ございませんでしたら、引き続いて厚生労働省の広瀬企画情報課課長補佐の方から御報告をお願いしたいと思います。

広瀬厚生労働省医薬食品局企画情報課課長補佐 申し訳ありません。参事官が公用のためどうしても出席できず、私は代理で出席させていただきました。

厚生労働省の取組みについて、資料3-2にまとめさせていただいているところでございます。前回この専門調査会の場で報告させていただいたものからあまり大きくは変わっていないというような状況でございます。

まず現在までの取組状況というものが1ページ目の下半分にはございますが、ここでは先ほど食品安全委員会の方から御紹介いただいたような1月16日、30日、2月16日のそれぞれ意見交換会の取組、私どもも共催で意見交換会の方を対応させていただいたということで載せさせていただいております。

それから1ページおめくりいただきまして裏側の2ページになりますが、3番目のホームページの刷新、これは9月10日に大きな更新をしておりますけれども、それぞれ随時新しい情報が入った時点で、細かなバージョンアップでございますが、させていただいております。

4番目は「既存の取組の着実な実施」ということで、パブリックコメント等に関する手続等をさせていただいております。

3つ目の「今後の予定」でございますが、「食品衛生に関する説明と意見交換の会」ということで、3月中旬というふうにペーパーを提出させていただいたところですが、3月20日以降を予定しておりますので下旬ということでは現在予定しているところでございます。それから、今後のことといたしましてはこちらでも非常に検討されているところでもありますけれども、来年度以降どのように進めていくかということで、部内で若干の検討

を始めさせていただいたというような状況でございます。簡単でございますが、以上です。

関澤座長 どうもありがとうございました。引き続きまして、農林水産省の方からの御報告をお願いしたいと思います。

姫田農水省消費・安全局消費者情報官 お手元の資料3-3に基づいて御説明をいたします。お手元の資料3-3は従来、前回提出した資料を新しくしたものでございます。

2ページ目でございますが、アンダーラインの引いてあるところは他の2章と同じでございます。

4のところでございますが、1月末現在で地方農政局ですとか地方農政事務所、沖縄総合事務局などにおいてシンポジウムとか意見交換会をやったものの累計でございますが、シンポジウムや意見交換会の主催が1,043回、パネラーや講師の派遣が2,879回となっております。

それから「ホームページやメールマガジンを通じた情報提供」ということで、従来から農林水産省は食の安全・安心のためのヘッドラインを農林水産省の情報発信ということ毎日発行していたのでございますが、今回食品安全委員会、厚生労働省などと連携を図って「食の安全・安心トピックス」というものを始めました。

次のページにパンフレットが付いておりますが、「食の安全・安心トピックス」ということで、多分夕方になるとと思いますが、毎日メールマガジンを発送させていただきます。それで、登録の方法はこの左下に書いてあるとおりでございますが、具体的には農林水産省、食品安全委員会、厚生労働省の食の安全・安心に関わる情報提供、主としてプレスリリースになると思いますが、これについてのヘッドラインを載せさせていただくということで、要するにプレスリリース等に落ちがないように皆さん方に御提供をするということにしたいと思います。これはどなたでも登録できることにさせていただいております。以上でございます。

関澤座長 どうもありがとうございました。最後にお話のあったトピックスについてのメールマガジンは、ここにお集まりの皆さんは御関心の方ばかりだと思いますので、ここには是非登録していただければと思います。それから、シンポジウムや意見交換会あるいはパネリストや講師の派遣回数というのは非常に多数に上っているということが今の報告でもわかりましたが、そういったところから得られた教訓、食品安全委員会でも意見交換会を何回か重ねてきて、委員長の寺田さんを始め幾つかの教訓が報告されたわけですけれども、是非これをうまく活用して今後に生かしていければと思います。

何か農水省、厚労省からの御報告についてコメントまたは御意見はございますでしょうか

か。

姫田農水省消費・安全局消費者情報官 申し訳ありません。今まだ決まっていないもので申し忘れましたが、これは農薬ではなくて微生物汚染の問題ですけれども、3月の中旬に野菜の安全性、それから牛肉とかではなくて一般の食品のトレーサビリティについてリスクコミュニケーションを実施する予定にしております。日にちについては、このメールマガジンを見ていただければ御報告できると思います。

関澤座長 いかがでしょうか。厚生労働省、農林水産省ともにホームページでいろいろ情報提供に御尽力されているわけですが、アクセスとかその利用状況について何かお気付きの点というか、追加的に御報告されることはありますか。

姫田農水省消費・安全局消費者情報官 利用状況ということで、かなり私どもの方は実はホームページから見つからないというような議論がありまして今ホームページを改善したところでございます。

また、例えば今回の鳥インフルエンザで申し上げますと、Q & Aは私どもよりも厚生労働省さんの方がきちんと書けているということもあります。あれは、感染症研究所の方ですね。そういうようなことで、私どものホームページからリンクを張らせていただくということをしませし、それぞれの間でのリンクを張ろうというようなこともやっております。省全体のアクセスになってしまいますのでそこはあれなんですけれども、かなりのアクセスが我々はあると感じております。

広瀬厚生労働省医薬食品局企画情報課課長補佐 私どもの方も、食品の安全という分野に限ってのアクセスを実は取りたいと思っているんですが、省全体でシステムを運用している関係もありまして、食品だけでアクセスを取るということも中々難しいという状況がございます。それで、ホームページにつきましてはなるべく見やすいものにしていきたいと思っているんですが、中々情報が見つかりにくいということは引き続き意見としてはいただいているところですので、いただいた意見を踏まえて適宜、少しでもいいものにしていきたいという努力はしているところでございます。

姫田農水省消費・安全局消費者情報官 後ろからメモがありました。先週の金曜日にこのメールマガジンを出したところなんですが、昨日の段階での登録が1,900ということでかなり幸先よく出てきている感じです。

関澤座長 確かにそれぞれの府省でいろいろ情報提供、Q & Aとか御用意いただいているので、うまくリンクを貼ってどちらからでも肝心な情報にリーダーの方、読者の方がア

クセスできるように是非便宜を図ってほしいと思います。ほかに何かお気付きの点はございますでしょうか。

唐木専門委員 ここで言うべきことがちょっとわからないんですが、鳥インフルエンザのことでは厚労省、農水省のホームページは大変よくできていると思います。

それから、この件に関しては実は全く別の問題があって、新聞などで御存じのように小学校で子どもの心を育てるために動物を飼っている、その半数以上がニワトリを飼っているんですね。そこが今、一斉にトリを子どもから隔離をしたり、あるいは殺し始めている。保健所には引き取ってくれという注文が殺到している。文科省が通達を各学校に出してくださったんですが、それは子どもの健康に注意しなさい、そのためにトリが死んだらこうしなさいということを出したんですね。それを見てよけい学校がパニックになったということで、日本獣医師会の方で子どものためにトリを是非殺さないでくれという願いを出してはいるんですが、文科省に、子どもの体の健康はもちろん大事だけれども、心の健康も大事だという立場から通達を出してもらえないかとお願いをしたんですが、一つのことでは2回出すわけにはいかぬというお話もありまして、これはうまくいかなかった。

こういう問題があったときに、各省庁は依然として縦割りでお互いに連絡がないというのは非常に残念なところで、こういった大きな問題については農水、厚労省は仲よくやっておられるようですが、文科省が絡む場合もありますし、ほかの省庁も絡む場合もある。そういうことで、是非これから連絡がとれるような体制をお考えいただきたいと思って一つお願いをしておきます。

姫田農水省消費・安全局消費者情報官 ありがとうございます。実は、私も鳥インフルエンザに関しましては、一つは広島県、山口県中心に、山口県産は扱っていませんというようなことを表示されているものについてはスーパーさんを一つひとつ説得させていただいてそういう表示をやめていただけないかということで、100か所行くと10か所ぐらいがそういう表示をされていて、そのうち9か所ぐらいは了解して下さって、1か所は中々というような感じになっておりますが、大体山口県、広島県、東京もありましたけれども、それぞれの地域でそういう表示は収まったのではないかと考えております。それで今、唐木先生からお話があったように小中学校のところでかなり問題があったので、獣医師会さんの方にもお願いして出していたいたいのがありますし、我々農政事務所、それから農政事務所のほかに統計事務所というものがございまして、我々も47セットあるわけなんですけれども、そこも含めて小中学校に行ききちんと手を洗ってやれば大丈夫ですよというようなお話などをさせていただいている状況でございます。

小川専門委員 今回の鳥インフルエンザの関係で私が常々気になっているのが、これは食品の安全ということではなくて家畜の伝染だというふうにとらえているんですけども、例えば外国から鶏の加工食品を再開します、安全が確認できたからというような見出しで御説明されてしまうと、我々もひょっとしたら鶏の加工品というのは、例えば焼き鳥であったり、そういうようなものなので、そういうときにそういうものであっても鶏への感染を防止するため家畜伝染病何とか法に基づいて現在は止めていて、その加工品については感染の疑いがないから解除しますとかというふうにはっきり説明していただくとよくわかるんですけども、その前段がないとするとどうしても鶏の加工品、焼き鳥のようなものは今まで危なかったのが安全になったから輸入が再開できたんだというふうに短絡にというか、ストレートに取ってしまうくらいがあるんじゃないかと思います。

そういうふうな御質問も受けまして、よくよく説明したらわかっていただいたんですけども、先ほどの文部科学省の話ではないですが、ちょっとした注意だけでも随分混乱が少なくなるような気がしたものですから、御参考までにということでございます。以上です。

姫田農水省消費・安全局消費者情報官 私は必ずですけども、私どもの方はできるだけということをおっしゃるんですが、鳥インフルエンザについての説明は、まず輸入の停止については厚生労働省さんはされていない。私どもはしております。

というのは、厚生労働省さんは食べることは加熱あるいは胃液での殺菌があるので安全だと考えておられる。それで、かつて食べて世界中で感染された方がいらっしやらないので、厚生労働省は輸入を停止されているわけではない。私どもの方では、トリとトリとの感染を防ぐために停止しておりますということをおっしゃっている。

それから、テレビの中でかなり宇宙服のような防御服を着てやっておりますが、あれも私どもの方の指示に基づいて、トリとトリにうつるから困るので厳しいことをさせていただいているというお話はさせていただいています。それで、卵などについても卵の業者さんが入って、そのトリがほかの農場へうつすことが懸念されるのでいろいろさせていただいていますということで、原則的にトリをどう守るかということをお農水省が考えて厳しいことをしているんだということをお説明しているところでございます。

関澤座長 唐木さんの御指摘は、非常に大事な点を突いていると思います。私もダイオキシンが問題になったときに小学校での焼却炉をどんどん廃止するということが進みました。やはり心配なのでいろいろ行き過ぎなことが往々にして起こりがちだと思います。それらについてここで議論が出てきたからですが、食品安全委員会のリスクコミュニケーション

ヨン専門調査会のような形で何か言うことができるのかどうかについてこの場でお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 もちろん先生方の専門調査会ですから、何を御議論になっても御自由です。

ただ、基本的に食品安全委員会でございますので、食べ物の安全に関係がなければ、ダイオキシンの焼却炉みたいな話になってまいりますと大分遠くなってしまうかもしれませんが、食に関係がある、あるいは食に不安をやはり呼んでしまうことがあり得るんだということがあるのであれば、もちろん御議論いただくことは全くあれですから、そういうことが望まれているんだと思います。

犬伏専門委員 一般の国民の大多数は鶏肉に関しては、火を通しさえすれば安心という思いを持っています。ですから、鶏肉は怖くはない。けれども、渡り鳥から鶏に感染したこのインフルエンザは、家の周りにいつもいるいろいろな野鳥カラスや雀にも移るのではないかという不安を覚えています。私たち人間の場合で風やほこりと一緒に気管を通して感染するわけですから学校にいる鶏やアヒルも例外とは考えないというのは当たり前のことだと思います。

しかも今回の鳥ウイルスにはカメレオンのような変異性が強く、いつ人にも感染できる型に変異するかもしれないという報道があり、更にそのときの対処法はまだ全くないという報道もあったわけですから、母親たちが怖がるのは理屈にあっているのではないかと思います。ただだからといって、罪もない鶏やアヒルを遠ざけたり、殺したりというのは、唐木さんのおっしゃる通り、エゴの塊のような人間を作ることにもつながると思いますが、子供たちに風邪が流行った時には学級あるいは学校閉鎖を実施するように、一時的に野鳥から隔離するといった処置をすることはあってもよいのではないのでしょうか？単に学校の鶏には移りませんとか東京は大丈夫とか一方的な説明では人は納得できないものだということを知った上で、どのような説明がなされるべきかを考えるのか、こりリスクコミュニケーションだと考えますが。

関澤座長 話が長引いてきたんですけれども、私はもしそういう点があるならばそれについてリアクションができるかという問いを發したんですが、ここで必ずしも皆さんの合意が得られないとすれば、そういうことはできないなという感想を持ちました。

犬伏専門委員 してはいけないと言っているのではないんですが。

関澤座長 この話は今日ここで議論しても中々一つの結論に至るものではなさそうですので、今の御議論があったということは大切なこととして記録しておいて、先へ進ませて

いただこうかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

関澤座長 ありがとうございます。それでは次の議題に入りたいと思います。

私たちの専門調査会として一つの大事な課題として「我が国における食のリスクコミュニケーションの現状と課題について」の取りまとめでございます。前は時間が足りなくて不十分な議論に終わってしまっていると思いますが、その後、委員の方からのインプットもありまして改訂版がつくられたということです。事務局の方から御紹介いただきたいと思えます。よろしく願います。

西郷リスクコミュニケーション官 資料5をごらんいただきたいと思えます。

まずその前にもう一回確認という意味で、この資料の7ページを見ていただきたいと思えます。参考1といたしまして、昨年9月11日に食品安全委員会そのものがリスクコミュニケーション専門調査会にどのような仕事を頼むかということを決めたものでございます。これを見ますと丸で書いてありますけれども、「個別テーマや海外及び国内他分野におけるリスクコミュニケーションの事例に関する意見交換会等の結果を踏まえた我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題についての意見のとりまとめ」と、点がどこにも付いていなくてなかなか読みにくいんですけれども、これがいろいろなことを勉強して、あるいは研究をして、「現状」と「課題」についてを当面まとめてくださいということになっておりまして、それに応じまして年度末ということもあり、この3月を期して何らかのものを取りまとめていただこうかということこの作業をしてきているところであります。

1ページに戻っていただきますと、第3次案と書いてあります。座長のおっしゃったとおり今回3回目の議論になりますが、前回は大体時間がなくなって御議論できなくて終わるというのがあれなのでございますけれども、その後いろいろ御意見をいただきましてありがとうございます。

それで、いろいろ議事録とかを見てまいりますと、中々この取りまとめについて同意というものができてはいないんですけれども、合意らしきもので了解されているということでありまして、まずこの読み手が誰であるかということにつきまして大分議論がありました。これはただ政府に報告するというのではなくて、読み手は食品の安全性に御関心のある方ならばどなたでもということで、一般の方々にしましょうということになっております。

それで、ちょっとここに書くのはあれだったんですけれども、そういうことは取りまと

めのサイズも膨大な報告書にするわけにはいかず、普通の人を読むとすると10ページから15ページくらいというふうな御議論があったかと存じます。

それから、取りまとめの範囲ということでいろいろな議論がございましたけれども、昨年9月からお集まりいただいたわけですが、要するに議論してきたことをそのまま淡々とここまで追々話をしたんだといったことを知らしめればよろしいのではないかということだと思います。要するに、今までのストックテイキングということでございます。

それから、平社委員から御指摘もあったんですが、各委員が食品の安全のためのコミュニケーションに独自に取り組んだことも趣旨に合えば取り上げてもいいのではないかといいうふうな御意見もございました。

もう一つは、取りまとめもいいけれどもということですが、その取りまとめた中でただ教科書みたいなものをつくるのではなくてどちらかというとフォワードルッキングと申しますか、先を見た今後の調査会の活動とか方法とか、そういったことについて示していくべきではないかというような御議論があったかと存じます。

それで順次御説明いたしますと、現状と課題ということでございますので、前は最初に理念というものがあったんですけども、理念というのは中々議論し出すと大変なので、これは要するにリスクコミュニケーションをやる上で必要なことにいたしました。

それで、その中は2項目に分けております。「基本的な考え方」ということで、まず「我が国の食のリスクコミュニケーションに必要なこと」とございしますが、最初は何でリスクコミュニケーションと言い出したんだという話がございしますが、これは要するにリスク分析の位置付けという話で関澤先生からお話もございましたし、それから今、新しい食品安全基本法もリスク分析手法の一環として評価あるいは管理が何をやっているのかわかるように、あるいはその評価・管理に一般の意見が入り込めるようにコミュニケーションをしていくんだということでございます。

「構成」につきましては前回は大体御了解があったかと思っておりますけれども、12月2日の会合で関澤座長が専門家会合、FAO/WHOあるいはコーデックス委員会の考え方というものを御紹介いただいたのでございますが、それを要約する形でやればフレームワークの話はいいのかなと思ってございます。

ただ、具体的に、ではリスクコミュニケーションをどんなときに行う必要があるのかといったことについてもフレームワークだけではわからぬということもあったんですけども、ここに(ア)から(カ)と書いてありますのはピリーさんというコーデックスの前議長が見えたときに、要するに具体的にこういうときにやるんだというふうなことですけど

も、評価を始める場合、それから評価が終わった場合はなぜこんなふうになったかとか、あるいはその評価結果を踏まえて管理省庁あるいは管理部門がその措置を講じる場合、それはなぜそういうふうになったのかとか、あるいはどうしたらいいかとか、あるいは逆に もっとどのようなハザードに対して評価が必要かという最初の入口の部分だとかということ でぐるぐる回る形の図をビリーさんはやったわけですが、そういったことをわかりやすく書けばいい。

もう一つは緊急時のクライシス・コミュニケーションというものがあるんですけども、これは当調査会からすると一方、緊急事態の調査会というものがマニュアルをつくったりしてありますので、そこはあまり触れなくてもよろしいかと存じておりますが、一般的に こういうことがあるということでございます。

次に、目標化とか目的化とかいろいろ議論もあったんですけども、いろいろな御発言を要約いたしますと、どうも食品に関するリスクコミュニケーションというのは迅速に、要するに早く、それから皆さんが知りたいと思っている必要な部分をすべて、それからそれをわかりやすく、それも正確にという4つの要素が非常にあるのではないかと思います。

ただ、これはそもそもわかりやすくしようとすると正確さを欠くとか、いろいろベクトルが違う方向の要件でございますので中々難しいんですけども、基本的にはそういったことが求められている。

それからもう一つはいろいろ議論のあったことでございますけれども、よく言われるのは専門家と一般消費者、あるいは政府関係者と一般消費者とか、あるいは事業者との関係とか、関係者がいろいろございますけれども、認識ギャップがある。これをなるべく少なくして、共通理解を醸成していく。食品のリスクとそれに対する措置に対して、そういうふうにやっていかなくちゃいけないのかという理解を醸成する。

結果として、それが食品のリスクを低減するのであるというふうなことではなかろうか。そういうようなコミュニケーションをしていくということです。

めくっていただきますと、次は手法とか手段に関することでございます。要するに調整役と申しますか、ファシリテーターというか、議論をうまくまとめていくというか、もれないように、あるいはきちんとかみ合うようにしていくというふうなことの育成が必要だということです。

それから、消費者だけではなくて関係者は誰でもすぐ問合せが可能になるような誰でも知っている窓口が必要だということです。

それから関係機関の協議体、今のところ3府省、3府省とっておりますけれども、そ

れ以外にもいろいろあるかと思うのですが、協議会でもってまとまってリスクコミュニケーションに当たることが必要というふうな御議論もございました。

それからもう一つ、メディアのことが議論になったときには、いつも政府の発表というのは基本的にはおちが決まって、対策がこうだと決まってから発表するということだったんですけれども、そうではなくて何か起きたときとか、対策がまとまっていないときでも、とにかくその時点その時点で全面的な情報公開をしていくことが必要だとか、それからメディアのいろいろな部門と日頃から意見交換の場を設けておくことが必要だ。これは中村委員などがよく御発言になっていることでございます。ほかにもあるかと思えますけれども、議論になっていたのはこのくらいかと思えます。

必要なことというのはそういうことをクリアするということなんですけれども、次に2の現状と課題の「現状」の整理でございます。これも前回大体合意が得られたかと思うのでございますけれども、基本法の制定以前と以後に分けて現状を整理しています。

まず以前でございます。これもいろいろな見方があるのでございますが、この間の議論ではBSE問題の検討会の報告書が今の指針を示しておりますので、その御注文にどういふふうに対応ができていたかといったことを見れば一番手っ取り早いのではないかといったことで実際にやってみました。それで、このマークのところに書いてあるのはBSE問題の調査検討会が書いたものでございますけれども、例えば総合的に推進する専門の機能・組織を確立することが必要といったことにつきましては一応委員会もそうでございますけれども、厚生、農水両省にも専門的なリスクコミュニケーションのための組織がございます。

それから、プロセス全体の情報公開、意見の相互交換ができることを制度化しろというふうなことは、食品安全基本法第13条に意見交換の推進というようなことがうたわれていると同時に、いろいろな法律、例えば食品衛生の法律におきましてもリスクコミュニケーションといったことが規定されているところでございます。

次にいわゆる情報公開でございますけれども、基本的にはいろいろなことを議論する際の委員会、審議会は資料を含めて原則公開で今、運営されているところでございます。

それから、消費者を対象とした「公聴会」や「意見提出」の制度を設けるとともに、公聴会を積極的に開催して消費者からの公聴会の開催の請求ができるように制度化しなさい。これは制度化といっても法律的な制度は実はないのでございますが、意見、情報の募集でございますとか、「食の安全ダイヤル」でございますとか、あるいは意見交換会の開催とか、そういったことでもって実質的にいろいろな御意見につきましてはいただけるような

仕組みは整っているかと存じます。

次に、インターネットだとか、そういったことを使ってとにかく情報をきちんとしなさいということにつきましては、インターネットでは各省とも今、一生懸命先ほども御紹介がございましたが、やっているところでございます。それから、先ほど農水省から御紹介がございましたが、希望者へはメールで送って、その届いたメールのヘッドラインをクリックするとその知りたいところの役所あるいはほかのところのホームページにたどり着くということもこれからできることとなります。

次のページでございますが、リスクコミュニケーション実施のための体制整備についての仕組みでございます。

それから、リスクコミュニケーションを総合的に分担する組織は評価機関に置きなさいというふうなことも言われているのでございますけれども、食品安全委員会が関係行政機関の行うリスクコミュニケーションについて調整をすることを規定されているところでございます。

次に、海外の例も参考にわかりやすい情報提供をしなさい。特に子ども向けを含めてということではありますが、いろいろ御批判はございますけれども、パンフレットとかインターネットとか少しづつわかりやすくする努力は随時御説明しているとおりでございます。なお、子ども向けについて食品安全委員会は実はまだできておりません。ただ、各省、例えば農水省さんなどには子どものための何とかとか、そういったものを随時いろいろやられているということとはございます。

それから、きめ細かな情報を提供するためにはやはりコミュニケーターを養成しなければいかぬということがございまして、各府省も専門のコミュニケーターと申しますか、リスクコミュニケーションの部局がやっているわけでございますが、実地で養成しているという言い方になろうかと存じます。

ただ、一部と申しますか、これまた農水省さんの話になりますけれども、リスクコミュニケーションについての専門家から研修を受けて、例えばプレスリリースの書き方だとか、そういったことについても研修をされているというふうに伺っているところでございます。

そういったところで今、法制定前の要求については大体のところは少なくとも形だけはクリアしている状況にあるかと存じます。こういったことを簡単に書き込んでいけばよろしいかと存じます。

次に制定後でございますが、実施状況はどうなっているかということでございます。制定されたことでもございますので、法律のことにつきましては3府省で分担して簡単にこ

んなことになったということを書き記述しようかと思えます。

それから、実施状況につきましては調査会で御報告しているものを簡単にまとめてこんなことをやっているというふうなことを分担してやっております。

しかし、それだけだとデータだけになりますので、食品安全委員会の事務局なりに一応7月の施行以来いろいろ努力をいたしまして、仕事の仕方も大分変わったということもあり、情報の開示説明とか、そういったことは意外と早くなったり、あるいはスタイルも大分わかりやすくなったのではないかとのことでございます。最近では先ほどからありますようにBSEだとか鳥インフルエンザのような事件が続いているわけでございますけれども、関係機関のどちらかという管理措置が早いという方が強いのかもかもしれませんけれども、それに付随したリスクコミュニケーションといったこともあって、いろいろな風評被害等はないとは言えませんが、以前のようなとんでもない騒ぎになるということは防止できているのではないかと、ちょっと手前味噌でございますけれども分析をしているところでございます。

ところが、その一方で最初のリスクコミュニケーションの基となったりリスク分析という、こういったことでやっていくんだよということにつきまして、先ほど例えばゼロリスクみたいな話があるかとかないかという話はございますけれども、いまだに何となく、ではということで最初からスタートラインが同じになっていないので一層の努力が必要かと存じます。

それから、遺伝子組換え食品を特別に出しましたのは、食品安全委員会といたしましては個別の案件のリスクコミュニケーションを正式に行ったのはこれだけなのであれですけども、食品安全委員会がやりますと当然のことながら食品の安全性のための議論をするということになるのでございますが、意外と一般の方々の関心は食品としての安全性とか技術が安全かどうかよりも、そういう技術が要るのかとか、あるいはそんなことを組換えてもいいのかとか、そういった倫理に関係ある議論が出てきているときがあって、そういったことを解決しない限りなかなか合意が形成できないし、あるいは基盤も共通にならないというところに直面いたしますと、先ほど申しましたように食品安全委員会だけだと何とできないということも若干見つかっているという状況でございます。

次に「地方公共団体における実施状況」につきましては、当調査会には小川さんがいらして一番先進的な取組みをされていますので、簡単に東京都の取組みについて概観をしていただければそれで立派なものができるかと思っております。

次に関連事業者の取組みにつきましては、これも前回御相談したときに大体合意がとれたところでございますが、近藤さんが12月2日に一企業としてお客様といいますか、消費者からの窓口でいろいろやっていて、情勢で変わってきたことだとか、関心がどうなっているとか、企業としてこういう努力をしているというふうなことがございました。あれを要約すると、大体のことが浮かび上がるのではないかと考えております。

あとは消費者の取組みあるいは消費者の方々が求めているリスクコミュニケーションはどのようなものかということでございます。これはいろいろ御発言いただいたこともございますし、平社さんからはいろいろ御自身の御活動の御紹介ということもございましたので、そういったことももしあればいただければと思っているところでございます。各消費者関係の方の御意見も、もしあればいただければということでございます。

次に、そういった現状を踏まえて「課題」でございます。どうやってやっていくかということについてですけれども、目標についてはいろいろ個別の目標を掲げるとあれでございますので、先ほどの迅速に必要な部分をすべてわかりやすく、正確に、どれだけできるようなスキルが備わっていくかということと、認識ギャップの縮小と、いわゆるリスクに関する考え方、あるいは措置に対する考え方の共通理解といったことをやはり目標とすべきであろう。

あとは何ができるかということでございますけれども、これも各委員からの御意見をいただきたいと考えております。

まず国でございますけれども、国は基本的には意見交換の場の提供をするということと、それに必要な資料といいますか、情報の提供とか、あるいはディストリビューションが起こった場合については意見の調整もある程度しなければいけないかと思っておりますけれども、それを早く必要な分をすべてわかりやすく正確にということでのどのくらいできるかというようなことについてのことがあるかと思っております。

それから、地方公共団体についてはまた小川さんに恐縮でございますけれども、何をやるかということ、地方公共団体全体のことについてはあれのとおりでございますので、東京都のできる範囲でこんなことを考えているというスケジュールなり何なりをお示しいただければインプットになるかと思っております。

それから、食品関連事業者の方々でございます。これは近藤さんの現状もあるわけでございますけれども、各分野におきまして今後気をつけていかなければいけないと考えていらっしゃる点が多々あるかと思っておりますので、そういった点について若干のインプットをいただければよろしいかと思っております。

それから、消費者でございます。リスクコミュニケーションが必要と感じるハザードということで、消費者の方々からどうしても評価を食品安全委員会がする、あるいは管理するというのとやってもらいたいことと若干違いがあるみたいなことをよくあちこちでお聞きするわけなので、そういった点につきましても何かもしあればインプットいただければと思っております。

メディアでございますが、これは西片さんと中村さんがいらっしゃいますけれども、このリスクコミュニケーションの中でメディアにどう担っていただけるかということ、いわゆる情報が片方に偏っていて非対称性とよく言われるわけですが、それをなるべく平準化するということで、それが本当にそういうふうにするにはどうしたらいいんだろうとか、あるいはリスクとベネフィットといった感じがあります。先ほども報道の話に若干なりましたけれども、非常に難しい話でございますが、こういったことを伝えるにはどうしたらいいかというようなお考えを示していただければ非常にありがたいと思います。

あとはもう一つは、逆にメディア側から、いつも行政の言うことはわからないという話があるんですけれども、それだけではなくて専門家の方々、あるいは事業者の方々、消費者の方々、科学者の方々について、メディアに対応する際にはどのようなことが必要かというようなことについてアドバイスをいただければと思っております。

それから研究でございます。研究につきましてはいろいろな先生がいらっしゃいますものですからあれですけれども、総じて言えば要するに簡単に正しく伝えるということですね。きちんと簡単かというと、平易に優しくわかりやすくということについては、例えばアカデミアからどういうシグナルを送るべきかとか、どういうふうなことをしていくべきかというふうなことです。

もう一つは今日お休みでございますけれども、多分吉川さんの御担当になるんだと思いますが、関係者ですね。これは国だけではなくてコミュニケーションの技術の問題、要するに相手の言っていることがわからないということがないような形についてのアドバイスみたいなことをやっていただければと思っております。

それから次のページで、教育につきましては大変だと思うのであまり議論もなかったし、やめようかというような声もあったのでございますけれども、いろいろな委員からやはり教育については非常に必要であるということをお議論いただきました。議事録をめくってみますと、今まで議論があったのは高橋さんは今日お休みでございますけれども、フードファディズムのお話があったときにきちんとした知識を身に付けておかないと大変なことになるのではないかというようなお話がございました。そこで、高橋さんに何かお願いで

きないかというようなことを考えているところでございます。

次に、いわゆる情報公開の問題とか、あるいは知的所有権があるから公開できないとかといったことでコミュニケーション上、問題が起きたりとか、プライバシーの保護の問題とか、あるいはインサイダーの問題だとか、特に消費者の方々からいろいろ提起される問題につきましては、8ページ、9ページに参考2、3で付けました。

まず公開の方につきましては、食品安全委員会の公開ということが7月以来決まっております、基本的には書いてございますようにこの委員会もそうなんですけれども、すべて公開で行う、原則として公開である。ただし、知的所有権の問題だとか、プライバシーの問題だとか、特定の人に何か利益がいつてしまったり不利益がいつてしまった場合については座長の判断で非公開にすることができる。ただし、議事録は名を伏して公開とか、そういったことが手続として決まっているわけでございます。これが言ってみれば大体のバランスがとれたものではないかということで、こういう考え方を記述してみたらどうだろうか。

それから、インサイダーというか、関係者の問題につきましては参考3のような「調査審議方法等について」といったことを食品安全委員会では決めておりました、例えば会社からある農薬ならば農薬の開発に携わった方々がそれをまた審査することのないようなことというようなことにつきましては、こういったことで担保していこうということでございますので、こういった考え方でやっているところであるということを示すところが、これについては議論もあるかもしれませんが、一応そういうことでやっているということでございます。

次に、方法論でございます。今のところ、食品安全委員会では意見交換会とインターネット以外はあまり手がないというか、あるいは委員会を公開して見ていただくとかあるのでございますけれども、具体的なものについてはどのようなメディア、媒体をやるべきかということについても議論がありましたが、議事録をめくってみますと学校に乗り込んでいっているやるべきじゃないかという議論が一回ございましたので、教育関係者との連携みたいなことならば書けるのかなと思っております。

次に、意見交換会のやり方についてでございます。大人数でやる場合と少人数でやる場合のメリット、デメリットみたいな御議論がございました。要は、いわゆる御説明をする場合については効率の問題からして大人数の方がいい場合もあるけれども、基本的な本当に物がわかるとか、同意を図るだとか、そういう考えを本当に調整していくみたいなことについてはある程度人数を絞って、全員に発言の機会があるような少人数でないとなら

のではないかと。これについては、ある程度皆様方の合意があるのではないかと感じております。

「専門家の養成」については必要だ、必要だということで中々養成のメソッドがないんですけれども、これも実態を通じてやっていくしかないのかなと思っております。

もう一つは研究分野でございます。研究とか国際的なコミュニケーションといったことについても必要ということでございますが、こういったことについて大体課題としてまとめるということで、四つ目に取組みの課題、取組みの方向ということでございますけれども、三つほど掲げさせていただいております。

一つ目は、今もやっているような助言をいただくこと。二つ目は、調査会そのものが意見聴取をしていくというふうなこと。要するに、議論ばかりして聴く耳を持っていないのではないかとというようなことがあるということでございます。三つ目は、いろいろな関係の専門調査会と連携してリスクコミュニケーションを専門調査会自らやっていくべきではないだろうかという御意見もあったかと思っておりますけれども、言ってみればここに書いたことを取りまとめの項目として準備させていただきました。御議論いただければと思います。

関澤座長 どうもありがとうございました。今日の議論の中心の一つであるわけですが、この取りまとめについて少し長いので分けてやっていこうとは思いますが、全体を通してもしまとめ方について御意見がございましたら、それを最初に伺いたいと思います。

唐木専門委員 タイムリミットはいつですか。

西郷リスクコミュニケーション官 あとは段取りでございますね。失礼しました。

私どもの事務的な腹づもりでございますけれども、先ほど御説明申しましたようにこの調査会は年度内にあと2回、3月8日と3月24日に予定してございますので、今日の御議論の結果、もし執筆分担なども決めることができれば、3月8日の前の3月4日くらいまでに原稿をいただき、それで3月8日には足したような形で皆さんにお示しし、そこでまたもんでいただいて3月24日には上げていただくという心積もりではおりました。

その後、この調査会が終わった上の手続だけ申しますと、発注元は委員会でございますので委員会に出して御審議いただき、もし世に問おうということになればパブリックコメントにかけようということがございます。それで、そのパブリックコメントの結果また修正があるかもしれませんけれども、そういったことの作業をして最終的にでき上がるという形になるわけでございます。

関澤座長 よろしいでしょうか。私の方から申し上げさせてもらってあれですけれども、前回の議論の中で読み手というか、受け手はだれなのかという議論がありまして、冒頭に

このリスクコミュニケーション専門調査会というのは何を考えてきて、何を今後目指していくのかということをしてできるだけクリアに出しましょうということをお私の方で申し上げたわけでは。

そこで、今のこのまとめ方でそれが十分できるかどうかということなんです、希望としてはそれは事務局とも御相談し、また座長代理の方とも10日間くらいしかないので、最初の半ページか1ページでもいいんですが、リスクコミュニケーション専門調査会というのは何をやるうとして、どこまでできて何が今後課題となったかということだけを手際よくまとめたものをできれば加えたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

唐木専門委員 それは是非必要だと思えます。私も同じことを提案しようと思ったんですが、目的、目標が最初に出てこないとなんのために文章かわからないということと、それからの確かな短いサマリーを一つ付けなければいけないと思えます。

近藤専門委員 これは今、御説明いただいただけでもかなり中身は濃いんですけども、基本的には事務局の方で原稿をおまとめになるということですか。

西郷リスクコミュニケーション官 まとめるのは事務局ということですけども、案に書きましたようにいろいろな要約だとか、そういうもので既にあるものは事務局でいたします。ただ、これから御意見をいただかなければいけないとか、例えば小川さんに東京都の取組みといったことについてはまだできたものがございませんので、そういう意味では簡単なメモなり原稿なりをいただければと思っております。

ただし、全体は10ページから15ページということがございますので、その辺のところは技術的にあれでございますけれども、まとめは事務局でいたします。

近藤専門委員 本当に事務的な質問ですみません。今、唐木先生の方から最初の1シートみたいなものがあるんで、既に私が話したことをまとめるにしても今、既にこれで7ページくらいありますので、ここに今、お書きいただいたものに少々具体的なコメントを付け加えるという感じでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 それも一つだとは思えます。

ただ、例えば現状などを細かく書き過ぎているところもありますので、そういったものは要らないということであればそんなことはちゃんとやっているとか、この点については出すべきでないみたいなことで短くできることもありますので、そこは後のバランスの話だと思えます。

梅津事務局長 構成の考え方はいろいろあると思うんですけども、よくあるやり方は、参考資料として有益な議事録の要約を付けるとかということと、本文そのものは極力長く

ならないようにするという工夫で、お時間と興味のある方は資料まで全部読んでいただく。それで忙しい方は本文だけ、もっと忙しい方はサマリーだけというようなことで、もしこの骨格でよろしければまとめ方の工夫はできるんじゃないかという感じがします。

関澤座長 ありがとうございます。前回も大体そういう議論があったように私は記憶しておりまして、近藤さんも何か資料を御用意いただくとして、それだけでも2、3ページは例えば要るということがおありだと思んですが、そういったものはできるだけ参考資料という形で付けて、更に詳しく知りたい方はそちらを是非読んでいただくという形はどうでしょうか。ですから、今の本文自体はせいぜい10ページ、15ページくらいの範囲で押さえて、できるだけ多くの人に読んでいただくという御提案だと思います。

全体の構成について御異議がなければ、とりあえずそういった形のものを4日をめどに御用意いただきまして、もちろんそれぞれ御担当を依頼されている方は時間の制約もございしますが、今まで御報告いただいたものをうまく手際よくまとめていただいて、それは参考資料という形で是非付けさせていただこうかと思えます。

それでは、中身の議論の方に進んでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、まず「構成」の「基本的な考え方」が1でありまして、2が「現状」、3番目が「課題」となっておりますので、まず1番の「基本的な考え方」からいきたいと思えます。

これは分ける必要もないので、1ページの(1)全体についてもコメントがございましたらどうぞ。

唐木専門委員 リスクコミュニケーションだけの問題ではないんですが、リスク分析で今、世界的に大問題になっているのが、いわゆる予防の原則をどう取り入れるのかという問題で、EU委員会からはそんな考え方が出ていますと思えますが、その辺で我々はどういう立場に立つのかというようなこともこの辺のところに入れておかないと、将来リスクコミュニケーションの一番基本のところになる一つの考え方ですので、どう入れるのか、ちょっと短い文章では難しいですか、一言ぐらいどこかに入れておく必要があるのかなという感じがします。

関澤座長 5原則の扱いについて、議論はこの中ではほとんどしていなかったと思えますが、例えばEU等で今、出されている考え方を紹介しておくのも一つかもしれませぬ。

広瀬厚生労働省医薬食品局企画情報課課長補佐 1点だけ気になりますのは、私どもいろいろ意見交換会等をさせていただく中で、このリスクコミュニケーションについても3つくらいタイプがあるのではないかと感じしているところです。

通常時に皆さんの御意見を聞くタイプのリスクコミュニケーションのほかに、何か施策の変更がある場合にその施策に対しての意見を聞くもの、パブリックコメントなどで今までやっていたものがそれに当たると思います。それから、最後に緊急時のいわゆる事故的なものに対するリスクコミュニケーションと、多分三つぐらいのものがあって、恐らくその時々の内容的にも少し異なるのかなという印象を受けておりますので、その辺をこの考え方の中に少し盛り込んでいただくか、明確化していただくとよいのではないかと考えています。

関澤座長 最初のF A O / W H Oの専門家委員会でも、平常時と緊急時を分けていくべきであるという議論がありまして、その辺は是非紹介しておこうかと思えます。

ただ、クライシス・コミュニケーションについては(カ)というところにありますが、これは緊急時対応専門調査会で対応されるということですので、詳しくはあまり触れないということになっております。

ほかに1のところではいかがでしょうか。例えば2ページの頭の「手段又は手法に関する事項」でファシリテーターの育成が必要とありまして、その後にもまたコミュニケーターの養成の問題が出てくるわけですが、こういったことはここではこういう形で触れておいて、今後の課題のところでは何を実際に研修をするのか、何をするのかというようなことについて、少し後ほど詳しく触れる必要があるのではないかと思います。ファシリテーターというのは何を考えているんだということですね。

それでは、時間の関係もございまして先へ進みます。2の「現状」のところでは、これを区切るとすれば(1)の「食品安全基本法制定以前のリスクコミュニケーションの問題点」について何か御意見がございましたらお願いします。

唐木専門委員 ここはもう既にこれでほとんどでき上がっているような感じがしていますが、骨子はこんなものでよろしいのではないのでしょうか。

関澤座長 そういことですが、もしほかにございませでしたら先の方にとりあえず進ませていただきます。

(2)の「食品安全基本法制定後のリスクコミュニケーションの実施状況」、これは実際に取組みを行ってきたわけですので、その整理と教訓をどう引き出すかという非常に大切なところだと思います。

唐木専門委員 この部分と、その次の課題がリンクしているような気がするんですが、ここが一番大事なところで、今まで短い期間ですけれども、やってきた中で何が問題であってどんな教訓を我々が得たのかというところを明確にここで出して行って次の課題につ

なげるべきだろうと思いますので、単なる実施報告ではないものを是非ここで作っていったらいいと思います。

関澤座長 そうですね。整理だけではなくて教訓をはっきりさせるべきであるという御指摘だったと思います。

それから、私の方から申し上げて恐縮ですが、例えば4ページの頭に「地方公共団体における実施状況」、それから食品関連事業者、消費者とそれぞれ分けておりますが、私は地方自治体については東京都だけではなくほかの自治体でもいろいろな取組みを行っているということを聞いておりますし、そこから得られた教訓、それからよい取組みについては是非シェアしていくべきではないかと思えます。それで、消費者団体やN G O、食品関連事業者でもいろいろな取組みがされていると思うので、今まで私たちはリスクコミュニケーションの経験が浅いわけですが、取組みを開始してそこから改めて知ったこと、それからこういうことはほかの件でもできるとか、ほかの事業者でもできるというようなことがあれば、それを全部はもちろん網羅できないにしても、ページの制限もございしますが、できる限りシェアできるような形にまとめていただければと思います。場合によっては資料を添附するというだけでもよろしいかと思えます。

中村専門参考人 今、唐木さんがおっしゃったんですけども、2番で課題といいますが、問題点を抽出されるのは結構なんですけど、それはむしろ3に入れた方がいいのかなという気がします。2はむしろこれまで食品基本法制定以後、どういう取組みがそれぞれのセクターでされてきたのかということを取りあえず記述していただいて、そこから得られた教訓、課題というのは3に入れた方がいいような、だから2を受けてこういう問題点があるんだということを総論的に書いていただいて、後半でそれぞれのセクターがそれについての考え方を述べるという方がすっきりするような気がするんですけども、どうでしょうか。

唐木専門委員 私もそれで結構でございます。2が単なる事実の記載だけではなくて3につながるような形のものでということで、御意見には賛成します。

関澤座長 更に言うのならばで、私ばかり申し上げて恐縮ですが、各府省における実施状況の中で、例えば農水省などでは中でリスクコミュニケーションの研修をしておられると聞いております。これについても実はこの調査会でも御報告を本当はお願いしたかったんですけど、こういうところに農水省でどういうことに新しく取り組まれて、そこから学んで、職員はどういうことを始めようとしているか。そういったことも各省の取組みの中に一部でも入れていただけるとありがたいと思います。

平社専門委員 私のところはNPOという形で広くものすごく大衆的な活動をやっているんですけども、そのときに広く一般的な方に読んでいただくということを考えると、どうも活字が苦手でございます、できれば写真か何かでぱっと出してしまった方がはるかにわかりが早いんですが、そういう写真が入れられるのかどうか、お値段が高くなりますけれども。

西郷リスクコミュニケーション官 別に写真がだめということではないと思います。

ただ、写真ばかりが並ぶとまたあれですので、写真集は写真集で後ろに参考に回すとかということはあるかもしれません。

関澤座長 扱いについては後ほど検討していただくとして、できる限り資料という形で御提供いただければと思います。

それでは、時間が限られておりますので、2番についてはこれまでの取組みをできるだけきちんと整理して、その中から何が出てきたかということが3につながるような形で整理していただくということをお願いしたいと思います。

それでは、3番目の「課題」というところです。「(1)リスクコミュニケーション実施の考え方」についてコメント、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

中村専門参考人 4ページ目の下から2つ目のメディアは西片さんと私が担当になっております。これは非常に結構なことですが、細かいことなんですけれども1つお伺いしたいのは分量がどれくらいになるかということと、それからメディアと言っても非常に多様ですので、西片さんと私ですと活字媒体がすごくメインですね。それで、むしろリスクコミュニケーションという観点からいきますと映像媒体の方がはるかにインパクトが大きい部分があるわけですから、それらをモニターしたり、残念ながらモニターはしていないんですけども、ごく一部しか見ていないから、それだけで中々語り尽くすことはできない。

そういうことを見る機会、あるいはヒアリングをする機会がこのタイムスケジュールを見るとかなりタイトですので非常に難しいんですが、その辺はどういうふうにしたらよろしいのか、逆にお教えいただければ対応の仕方があるかなという気がするんですけども。

唐木専門委員 関連したことを発言しようと思ったんですが、ここが非常に大事なところですが、原案を見ますと皆、縦割りになっているんですね。ですから、大事なことは、自分が何をしますと言うとともに、ほかの人に何をしてほしいという意見を是非書いていただく。時間がないですけども、ネットでお互いに交換して、それに対して意見を言われた人が、私はこう思うというディスカッションをして、それをここにまとめていくというようなことをしないと、言いたいことを言っておしまいでは我々の報告書としてあまり

に寂しい。それをやれば、今の中村さんのお答えにもなるのではないかという気がします。

関澤座長 9月以降、本当に走りながら考えてきたわけですが、まだ十分なことはできていないというのが正直な感想だと思います。それで、来年度につなげていくといいますが、何をやっていくのかということをしてできるだけ明示できるような形にしていいただければと思います。

それで、私の方で「目標設定の考え方」のところでコメントがございます。このマルポツ二つとも、これは情報提供の立場からの課題の考え方のように思います。それで、私はまずリスクコミュニケーションにおいては聞くということが第1番にあるべきではないかと思っております、聞くという点で養成が大事で、そこから問題点及び解決方向についても考えていく。マルポツの1は情報提供をするときの手法の問題で、2は更にそれを基に共通理解をつくっていこうという話だと思っております。もちろんそれぞれ大事なことなんです、まず関係者の間でそれぞれの方が生産者、消費者、またほかの方々、行政が何を問題と感じて何を解決したいか。

今の唐木さんの御意見とも重なるわけですが、それが私は本当は目標の中の第1番だと思っております、まず聞くということが大事じゃないかと思、それをできれば付け加えさせていいただければと思いました。

近藤専門委員 単に作文上の技術的なことで今、中村さんがお聞きになったのと同じで、誰がどのぐらいの分量で、勝手に書いていいものかどうか。例えば文体にしても内容にしても、今おっしゃったように自分は絵と写真を出したくて文章はいらぬというケースもあるし、その辺の取りまとめというか、統一感ですね。それから、食品関連と言っても何人かの中で全く関係ない書き方をしているのはいかばかりなものかと思う。その辺はどうなのかというのは当初から疑問は持っていたし、例えば上の方で私の発言のところを取りまとめられるのであればまた同じことを書かなければいけないのかとか、手続上の問題ですけれども、その点をちょっと心配をしておりましたが、いかがでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 どうも御心配をかけてすみません。

実はいろいろ考えてみたんですけども、10ページぐらいにまとめるとい話をするとここに十何人もいらっしゃると1人1ページにもならないということになってしまう。それもどうかと思、先ほど座長あるいは事務局長からあったように、エッセンスの部分は本文に、それ以外のものであれば参考資料にということで最終的に落ち着くとは思、ただ、最初からこれは本文に入れる、これは参考資料にということで、うまくこの段階で何行でということまでは実はまだ整理できておりません。

ですので、事務局としてできますことは、基本的には全体的に最終的に本文は10から15ページになるということ念頭に置いていただき、ほかに大体これだけのものが入ってくる余地があるということも念頭に置いていただき、その上である部分については参考資料になる可能性もあるということであれば、いろいろいただいたものについてはこちらで持って編集させていただくということで図らせていただくことは可能だと思います。

それから、今のところまだ文体だとか、そういったことについては何の議論もなかったんですけども、一つだけ覚えておりますのは、たしかですます調の方が普通の方は読みやすいという議論はあったかと思えます。ただ、まだ決まった話ではないということでございます。

ですから、分量につきましてはそこまでしか申し上げられないのでございますけれども、言ってみれば基本的にはA4で1枚以下ということになるかと存じます。

関澤座長 限られた時間の中でお願いするわけですから、事務局の方はできるだけガイドラインをお示しいただければ、御依頼する方にはお願いしたいと思えます。

三牧専門委員 話のペースが早くてちょっとあれですけども、この取りまとめを一般消費者の方が読んで、読み終わったときに、こういうことなんだと何をわかっていただきたいかというところの目的ですね。

例えば、これを読むと読んだときに、そうかリスクコミュニケーションというのはこういうふうに行っていけばいいのかということを知っていただくためにつくるのか。それとも、リスクコミュニケーションは今後こういうふうに行っていくとされているんだということを読んでいただくのか。その辺のところのアウトプットはどのような形になりますか。

関澤座長 リスクコミュニケーションの概論を書くのではなくて、あくまでも専門調査会としてやってきたこと、やろうとしていることを書くんだと思うんですが、事務局はいかがでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 おっしゃるとおりで、9月以来、基本的にはどのような議論が行われてきたかということでございます。

ただ、それは議事録を積み重ねてもしようがありませんので、これについてはその整理をするということが中心でございます。ただし、やってきたことだけ書いてもしようがないということもございますので、今後は例えばこういうことをしますよということが見えるということが必要かと存じます。

犬伏専門委員 これは書き方、文章と言ったらいいんでしょうか、それができ上がった

ときが面白いのかなという感じで、構成そのものは1から4までというスタイルでいいのかなという気がしているんです。

それで10ページから15ページということですから、これだけのものが15ページに入り切ることはなくて、梅津局長の方からお話がありましたように、それぞれがそれぞれの思いのたけと言ったら変ですが、ネット上で皆さんから御指摘を受けながらそれぞれが作ってしまう。それは資料の方にいってしまう。そのものを見て、西郷さんはがっくりなさるかもしれませんが、事務局として10ページから15ページにまとめていただくというスタイルにすればいいのかなと今、思いながら考えたんです。

だから、限度はA4で1枚ということではなしに、それぞれの方々がそれぞれのところでお書きいただくスタイルにして、それを最終的に10ページから15ページにするのは事務局責任というスタイルにしてしまう方が多分10ページくらいのを私たちが読ませてくださいと見やすいものができる。同じですますで、一つの書き方でずっと書いていただける方が読みやすいかなと。特徴を出すのはいいと思いますけれども、それは資料の方で見ればいいというスタイルの方がすっきりするかなと今、思いながら聞いていました。

梅津事務局長 今、犬伏さんから非常に適切なお話がありましたけれども、書いていただく場合もそれぞれスタイルというか、得手不得手がありまして、論文のような形で書かれる方、項目だけ箇条書きで書かれる方、あるいはフローチャートのような設計図のようなことを書かれる方、様々なスタイルがあると思います。それはそれでよろしいのかなと。それを事務局の方でそのエッセンスのところをできるだけ誤りのないように編集するというでもしお差し支えなければ、そのような形も一つ念頭に置いてやるのも手かなという印象を受けました。

近藤専門委員 幾つか疑問がありまして、こういう形で進めるというのであればそれでいいという気はしているんですけれども、今、見城さんと話していたのは、見城さんは入っていないよねということで、どうしてかがまず一つです。

もう一つは、前回出られなかったので御質問というか、クエスチョンはお出ししておいたんですが、今までの議事録とか発言したことがこれに沿ってコメントされるのであれば、あのときあの方はああいうふうにしたなということをお納得して最後のまとめになるんですが、今から全くそれぞれのお立場でそれぞれのお考えに基づいて原稿を書かれるわけですね。

そうすると、大抵最後はきちんとした立派なものになると思うんですけれども、私はそ

の意見をよしとしないとか、そういうふうに考えていたんだとか、全く今まで自分が過ごしてきた、この会だけではなくて仕事をコミュニケーションもどきであろうとやってきたことと相反する自分の考え方と違うこと、あるいは極端に言えば納得できないことを仮に書かれたとして、それがそのまま自分の名前がその一部にありながら通ってしまうということに対していささか疑問を感じております。原稿を分担するのはいいんですけども、短期間に原稿を出して、それを自分が納得しないまま事務局でまとめられて、私の名前が載った形で出るというのはどうかということで大変疑問に思っているんです。いきなり分担という形でくることについてどうか。

ただ、自分はこう思いますと、たかだか例えば 200 字くらいのものであれば、そうそうとんでもないことを自分も書かないし、突然発言として出てくることはないと思うんですけども、A4で1枚程度にしても今まで議論されたことのないコメントが出されるということについてちょっと不思議だなという気がしておりまして御質問させていただいたわけです。

関澤座長 ほぼ定刻になってしまったんですけども、15分ほど延長させていただくということではよろしいでしょうか。

お帰りの御予定がある方もおられるということなので、神田さんの方から先に御発言を是非お願いします。

神田専門委員 私もなかなかイメージをつかみかねているのが実際なんです。この「とりまとめの範囲」の1ページのところで、9月以降にやってきたことを整理して記述することが基本だということから考えますと、いろいろなところでいろいろ取り組んだことについてアンケートとかを取っていますね。例えばそういうことをまとめて、どういう問題点が指摘されているのかとか、どういう希望が出ているのかということをごとういう場でやるのか。それをこのまとめの中に載せてきて、そのことを基に次回に向けての進める方向とか、改善すべき点などが出てくるのかなという単純な発想をしていたものですから、例えば消費者のことをぼんと投げられて、インターネットでやりとりをして、それでやっていいのかというと、私はそこがしっくりこないんです。やはりここで合意があったものがまとめに盛り込まれていくという基本的なスタイルというか、スタンスが私はちょっと違っていたものですから、さっきからつかみかねておりまして、先ほどから何を言っているかわからないという感想を持っておりました。

スタートラインに戻って考えてみますと、やはり9月以降やってきたことについてまとめて、そしてそこから見えることについてこの先のことを考える。リスクコミュニケーシ

ヨンについての考え方とか、基本的な考え方はそれはそれで載せるといたしまして、私たちがやってきたことをまとめるというふうに実は思っていたものですから、今になって基本的なことを言って申し訳ないんですけども、そんな感想で戸惑っていますということをおきたいと思います。

唐木専門委員 神田さんがおっしゃったような方向と私は理解していたんですけども、違いますか。2のところまでやってきたところを記述をして、その中で我々がやってきたところからの問題点を3にまとめるということであって、今まで我々がやってきたことが3にまとまると考えてよろしいんじゃないでしょうか。その中でもいろいろな意見の対立があるから、メールでいいからやりとりして、その調整は是非しなくてはいけないということで先ほど理解したんですが。

見城専門委員 例えば今まで議論されてきた議事録というのは全部添付するんですか。今これだけ事件が相次いでいますと、これが出ましたら興味がない人でも機会があれば読むんじゃないか。ある意味では、非常に日本という国全体に発信する大変貴重な情報だと思うんです。

つまり、リスクコミュニケーションということがまだ定着していないうちにこのことが始まって、そしてたくさんの事件が起きて、それでリスクコミュニケーションが取りまとめを行ったとなると、やはりかなり対象が広がりますし、ある意味では非常な重みを持つてくるかもしれない。

それぞれが作文的なものを持ってきて、それが誰かによって取りまとめられた場合でも、自分たちがここで議論したこととは少しニュアンスが違うとか、非常に微妙なところでも大変重要な点であり、では今まで議論してきたものはどうなのか。議事録を読む人がいて、議事録をしっかり読んでみて、ここにまとめられたこととの乖離は何だということがあってもいけませんし、その辺で議論してきた議事録を重ねたものと、それは情報ですから、それと今回まとめることの整合性は何なのかということが今、疑問でした。

それと、やはりこんなに急いでそれぞれが慌ててばらばらな文体で出して、それが本当にリスクコミュニケーションのまとめとして出たときの国民に与える信頼性ですね。これを失っては、本当にリスクコミュニケーションのスタートとしていけないと思いますので、その点だけはもう一度お考えいただきたい。そのことだけ申し上げまして、すみませんが私は新幹線に乗るものですから、これでよろしいでしょうか。

関澤座長 タイムリミットの話は最初に聞かれたと思うんですが、3月4日とか、非常に酷で、もちろん役所的なことはあると思うんですが、この報告書そのものが絶対に3月

末までに物が無いとお困りになるのでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 当面ということになってございます。ただ、今までの議論として年度末を目途にまとめていこうということになっていたので、その時点ということでございますので、少しくらい遅れることについてはさしたる問題にはならないと思います。

見城専門委員 今までディスカッションした議事録というのはかなりシビアに皆、意見を出したわけですから。

近藤専門委員 4ページの3の分担するということに最初から私はすごく引っ掛かったんです。だから、ここのところでそれこそ10ページくらいにまとめるのであれば、全くこの順番でいいので、今まで話した議事録の中からこれに該当するようなコメントを拾ってきてやるのであれば、皆それは納得してここで発言して……。

見城専門委員 皆も聞いた意見ですから、それは間違いがない。

近藤専門委員 改めてA4で1ページにしても原稿を集めるということが非常に疑問というか、納得しにくかったんですね。その辺について今お話をしておりました。

見城専門委員 そういうことを今、私も感じて意見が同じでした。やはり議事録との整合性は重要だと私は思います。

では、申し訳ないですが、失礼します。

関澤座長 私の進行が悪くて、時間を過ぎましてすみません。事務局の方でその辺のガイドラインというか、分担ということで名前がそもそも残るのかどうかということも含めてですけれども、きちんとしたものを示しただければと思います。

西郷リスクコミュニケーション官 まず、見城委員にはお名前を落としてしまいましてすみませんでした。また連絡させていただきます。

それから、議事録は今でも皆様が見ることができて、少しずつ遅れていますけれども、全部公開で載せてございます。ただ、逆に言うとその議事録だけをこういうふうにしても、それも一つかもしれませんし、それはそれで確かにきちんとなる話かもしれませんけれども、フォワードルッキングなものにするためには、言ったのはこういうことだということがあれば、今から見ればということもあるかと思ったんですけれども、もし議事録以内の話でということであればそういうふうはこちらですることは可能でございます。

ただ、それでよろしいかどうかということでございます。

関澤座長 やはり基本は寄せ集めということに関する不安というか疑問と、それからこれまでの議論がどういうふうにかされるかといったところだと思います。それで、どう

しても時間的に不足しておりますので、もし可能ならば年度内ということが目標ではございませんが、少し時間をいただいてできるだけ皆さんが納得できる形の報告にさせていただくということはいかがなものでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 もちろんそうでないと困るので、そうさせていただきます。

それでは、次回までに大体どんなことを書いていくかという中身というか、項立てについては大体御了解いただいたということにいたしまして、次回までにはというか、今までの議事録から大体このような御発言がありましたということピックアップいたしまして貼り付けてみて、それをお示ししようかと思えます。

ただ、それを見てちょっと足りないとか、それは議論していないから書いていけないとか、そういうものではないと思えますので、それを踏まえた上でということをしたいと思えます。

その前には先ほど宿題を幾つかいただいたことにつきまして、自治体のほかの例について全部ということはちょっとできないんですけれども、幾つかいただきましたのは御議論の参考に御用意いたします。それを見ていただいて、実際に10ページから15ページにするにはどうしたらいいかということをお検討いただくような資料を次回に用意させていただくということによろしゅうございますか。

関澤座長 今の発言の中で、議事録との整合性の話になってしまうと自治体の話というのはほとんど出ていないんですね。そうなるとうどうなるか。資料の方に回るのであれば幾らでも私の方から用意はするんですけれども、本文の話になってしまうと自治体の議論がされていないものですから、そこのところ少し心配なんです。

犬伏専門委員 まだ私にもよくわからないんですが、唐木さんもさっきおっしゃっていらしたように、9月以降何か月かやってきたのは、整合性という部分はよくわかるんですが、そうではなくて何回か委員会を重ねてきて、その委員会でリスクコミュニケーションというのはどうあるのかということを探索してきた何か月間だったんだらうと思うんです。

それを踏まえて、今後どんなふうにしていったらいいのかとここで思った事柄を書くのであって、これが絶対ですとか、これができ上がった完成品ですということではあり得ないんですね。そうだとすると、1、2というところは「現状」でどんなことがあってこの食品安全委員会ができて、その中でリスクコミュニケーション専門調査会というのはこんなふうに進んできたという現状は、今までのことですから変わりようがないという思いがするんです。それを試行錯誤してここでいろいろなことを私みたいにわからない者がわか

らない発言をしていたけれども、それはそれとして、でもこういう形で何か月かやってきた上でコミュニケーションというのはこんなふうな方向にいこうかなと、今までやってきた現状はこうですよ、ここでは問題として実際は取り上げられないけれども、国内の自治体ではこんなことをやっていたよということが現状に出てきて、業界ではこんなことをやっていたし、消費者はわからないで右往左往していたという話があって、そういうものの上に乗って「課題」としてこれから何がコミュニケーションをしなければいけないものなのかなという部分を3番目を出してくる。

そのところで唐木さんがおっしゃったように、私は消費者ですから右往左往するだけです、こんなこともわからない、こんなことも怖い、こんなことを不安だと思っていましたよという話が出てくる。それに対して皆さんからお話があって、これはこんなふうにするべきなんですよという話が今後の取組みの方に行く。単純な人間はそういうふうになってしまうんです。

それで、一番初めのときだったと思うんですが、金子さんが確か専門家として説明責任を果たしていなかったとおっしゃったような気がするんです。それをもっとすべきだったとおっしゃったということが印象に残っているんですが、そういうことを現実にはここではそんなに審議されてはいなかったけれども、こういう分け方というのは専門家としては今後こう思うよと。申し訳ありませんが、マスメディアの方も決してよかったと思いませんので、その方たちがこれからはこうあるべきだねと、この委員会を通しながら思ったことを書かれる。

それで、今後の対策としては8日だか5日だかわかりませんが、皆さんのをまとめたたたき台的なものを事務局に作っていただいたものをまた審議するというスタイルにすれば、決してそれだけでOKとしてしまうわけではなくて、神田さんや見城さんがおっしゃる御心配というのはそこでクリアできるんじゃないかと思ったんですけれども。

中村専門参考人 全く犬伏さんがおっしゃったとおりだと私も理解してまして、かなりスケジュール的にはタイトなところがあるんですが、8日に一番の眼目である「課題」について、こういうことをやらなければならないんだということをこの専門調査会の場で討議をして委員会として出せる形にすればいいのではないかと私は単純に思っていたんです。ですから、全くそういう場がなしに言いっ放し、出しっ放しということでは決してないということで、この方向でいいんじゃないかと実は思ったものですから。

唐木専門委員 そのバックグラウンドに今までの議事録があるというのがお二人の意見ですので、お二人の言うこともよくわかる。今までの議事録の続きでどう発展させるかと

いう話だろうと思います。

関澤座長 それでは、15分延長ということで了解いただきましたが、もう15分近くなくなってしまったので、どうしてもという点だけあったら1点ずつお願いします。

久保専門参考人 細かい課題で申し訳ないんですけども、私は一番の専門家でも何でもありませんが、教育に関しまして食品安全基本法の中に完全に安全性の確保に関する教育学習等の項目が載っておりました。1か月前に中教審の鳥居会長から河村建夫文科大臣に「小中学校での食の教育」というテーマが載ってありまして、それこそ小中学に対する食の教育イコール食品安全なり、リスクコミュニケーションなりのスタート、原点だと感じているわけです。その中にはやはり食品の表示とかいろいろな問題がありますけれども、その表示を一切ごまかさないとというモラルの問題から、心の問題から、すべてに関しまして子どもたちが正しい食に対する知識を得るような何かアドバイスを、このリスクコミュニケーションで投げ掛けたいと思っております。

近藤専門委員 最終的にどうなるのかということが一つと、くどいようですけども、犬伏さんがおっしゃったことはわかるんですが、これからの課題についてここに書こうとすることが一回でもこの会で議論されていればよかった、私は問題なかったと思うんですけども、誰からも語られていないことでまとめに入るのはどうかということが最初の疑問でした。

関澤座長 近藤さんの言われたことも含めてですけども、分担していただくということについて私は再考していただきたいと思っております。分担の名前が挙がっていないとか、挙がっているとか、そういった話も出てきてしまったので、やはり事務局とできましたら私どもの方で相談をして骨子をもう一回提示をさせていただきます。それで、今まで議論されていないことでも今までの議論を踏まえた形で今後何をすべきかということについてできるだけ明示するような報告書をつくっていかうと思っておりますので、御協力いただければと思います。最低年度内は2回ありますので、大変ですが、よろしくをお願いします。

それで、場合によってあと2回の中でまとめ切らないところも出てくるかと思っております。その辺は期限の問題、まとめ方についてももう一度御検討いただいて、皆さんのコンセンサスに基づいた報告書を是非作らせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

本日のところはしり切れトンボでございますが、報告のまとめについて御議論いただき、貴重な御意見をありがとうございました。次回までにそういったことで今日の議論を踏まえてどういうふうな形で準備するかも含めて、できればメール等で御連絡させていただき

たいと思いますので、是非御協力をよろしく願います。大変司会が不十分で失礼いたしました。

唐木専門委員 終わる前に1つだけ提案をさせていただきたいんです。それは5ページの最後のところに関わる問題なので、このときに提案をしようと思ったんですが、「今後のリスクコミュニケーション専門調査会の取組、活動の方向」の(3)として国民の関心の高い案件についてのリスクコミュニケーションを実施したらどうかということが今後の活動として載っております。私は今後の活動としては非常に大事ですが、しかしこれは今後というよりも今すぐ始めた方がいい問題がある。

例えば、先週アメリカのBSE調査団のキム委員長、マクダミド委員も来られたことは、皆さん新聞でお読みになったと思いますが、彼らが言っていること、アメリカが言っていること、日本が言っていることでなぜこんなに違うのか。消費者はどうしたらいいのかというようなことはまさにリスクコミュニケーションの問題だろうと思うんです。ですから、こういったタイミングで我々が動かなければ誰がやるんだということもございまして、私の提案としましては今後の4-3のところにつきましては早急にこういった活動をこの委員会として始めたいということで提案をさせていただきたいと思います。

関澤座長 ありがとうございます。

寺田委員長 委員長としまして、この委員会を開くに当たっての準備がよくできてなくて、最後の時間のことも考えまして、私自身あるいは担当委員、座長、事務局と次の時までにはきちんとした形で出すようにいたします。おわびいたします。

2番目が、リスクコミュニケーションの根本のことなんですけれども、ただ技術論とか、そういうこととは別に、科学的なところがこの委員会の問題ですから、リスクコミュニケーションの方とそれぞれの専門委員とがインターアクションしてやらないとただのお話になってしまいますので、その議論をよく踏まえた上でのリスクコミュニケーションをするようにしたいと考えています。当然のことですけれども、それをやらないと全体のただのお話し会ということになります。その二つで、最初の点では大変申し訳ないと思って身の縮む思いで聞いておりました。申し訳ございませんでした。

梅津事務局長 今の唐木さんの御提案についてはどういうやり方があるか、私どもは逆に委員会と調査会といういわば2段階構造の組織になっていますけれども、そういう中でどういうふうな工夫というか、受け止め方があるか、少し研究させていただきたいと思いません。

関澤座長 大変貴重なコメントをありがとうございました。私の不手際もありまして非常に御迷惑をおかけしまして申し訳ございませんでした。

それでは、どうもありがとうございました。